

◇一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職員の給与に関する条例の適用を受ける職員としての引き続いた在職期間及び支給制限等に係る在職期間等とみなす期間並びに勤勉手当の支給割合を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)